

## 被災地における基幹型臨床研修病院の指定継続の考え方について

平成28年熊本地震の被災地における基幹型臨床研修病院の指定継続に係る考え方は、以下のとおりとしてはどうか。

### [考え方]

基幹型臨床研修病院の指定基準の一部を満たしていない場合であっても、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」第2条第1項の特定非常災害として平成28年熊本地震による災害が指定されている状況を鑑み、以下の項目を全て満たすことを条件として、期限付きで基幹型臨床研修病院の指定継続を認める。

- ① これまで研修医を受け入れた実績が十分にあり、被災地県内における基幹型臨床研修病院として不可欠な役割を担っていると都道府県が評価していること。
- ② 災害時医療に関する研修が研修プログラムに盛り込まれていること。
- ③ 基幹型臨床研修病院の指定継続を承認する期間は、原則として2年間とし、その後については、復興の状況等に鑑み改めて検討すること。
- ④ 承認期間経過後、上記③について確認するため、訪問調査を実施すること。
- ⑤ 上記④の訪問調査の結果、適切な指導体制が確保できない、又は研修医が基本的な診療能力を修得することができないと判断された場合には、医道審議会（医師臨床研修部会）の意見を聴いた上で、当該指定を取り消す場合があること。
- ⑥ 当該特例措置は、熊本県に所在する基幹型臨床研修病院に限り対象とすること。

なお、本取扱いについては、追って関係方面に通知を発出し周知することとする。

(参考)

○ 基幹型臨床研修病院の主な指定基準等（抜粋）

- ・ 基本理念にのっとった研修プログラム
- ・ 医療法施行規則に規定する員数の医師
- ・ 必要な診療科の設置
- ・ 救急医療の提供
- ・ 必要な症例数（年間入院患者数 3,000 人以上）
- ・ 臨床病理検討会（CPC）の適切な開催
- ・ 必要な施設及び設備
- ・ プログラム責任者、指導医の適切な配置 等

※ 医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成 21 年 4 月 28 日公布 厚生労働省令第 105 号）附則の規定により、基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院については、平成 24 年 4 月 1 日以降、2 年連続で必要な症例数（年間入院患者数 3,000 人以上）の基準を適合しない場合であっても、個別の訪問調査等により、指定継続することが可能。

※ 災害等やむを得ない理由により（年間入院患者数 3,000 人以上）の指定基準を 2 年以上にわたり適合しない場合であっても、研修医が在籍しており、入院患者の数が年間 2,700 人以上である場合には、個別の訪問調査等により、指定を継続することが可能。

○ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）概要

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、下記の措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合に、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定め、あわせて下記の措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定するもの。

ア. 行政上の権利利益に係る満了日の延長（第三条関係）

例) 運転免許証の有効期限の延長等

イ. 期限内に履行されなかった義務に係る免責（第四条関係）等

例) 薬局の休廃止等の届出等